## 杉動。送迎支援活動 B 2 一人

### 大災害時での障がい者・移動制約者の実態と、移動送迎支援活動の課題

---2014年3月30日、NPO法人ゆめ風基金、関西 STS 連絡会が主催して、大阪で東日本大震災の3年を期した"被災地の移動支援活動セミナー"が開催された。被災状況(2014年3月11日)が、死者・不明18,500余人、避難者267,400余人にものぼり、今も104,000人が仮設住宅での生活を余儀なくされている状況で、障がい者、移動制約者など被災市民の"移動手段の確保"が、ますます重要な課題になっていることが浮き彫りになった。

photo 提供:「NPO Rera」

### ■長期化する避難生活と災害時の移動支援・生活交通

記念講演に立った吉田樹さん(福島大学・准教授)は、大災害時の緊急期、復旧・復興期、平時からの備えに分類して、冒頭「避難・入院・受診や、在宅避難者、視覚障がい者、知的・精神障がい者、自閉症の方へのケアなど、移動制約者の移動対応には、非常に大きな問題を残した」と指摘された。そして「移動制約者の"移動"の問題は、その地で生きて行くための"重要なニーズ"だが、復興の過程で見えにくくなっている」とし、青森県八戸市、山形県、岩手県大船渡市などの取組み例を紹介いた。そして「いま、地域交通、福祉交通でがんばっている地域に共通していることは、常日頃から議論をしてきていることだ」「平時から、行政、交通事業者、地域の皆さんのネットワークを」と訴えられた。

### ■災害地での移動支援への3年間の取り組みと課題

続くパネル討論では、八幡隆司さん(ゆめ風基金・理事)の進行で、NPO 法人 移動支援 Rera(石巻市)、NPO 法人 ハックの家(岩手県田野畑村)、JDF いわて支援センター(陸前高田市)の3 氏が、報告と課題の提起を。吉田さんが助言者となった。

東北大震災の 1/3 という約 6,000 人の死者・不明をだした宮城県石巻で、移動支援を続けてきた村島弘子さんは、「石巻での毎晩のミーティングで、人工透析の病院が遠過ぎたり、外出習慣を持たない障がい者・高齢者の存在など、震災以前の社会問題が浮き彫りになった。被災地では、助けを必要としている人たちが取り残されている」と報告。田野畑村の竹下敦子さんは、「震災後は、通院・薬の確保、在宅障がい者への巡回と"交通手段"は死活問題。ゆめ風基金と出会い、移動支援活動を知り、支援の輪も広がった」。陸前高田の小山貴さんは、「震災後、県

立病院も仮設、仮設住宅も周辺部に点在し、坂道も多いことから、移動支援の切実さはますます増えている」と、 生々しい報告がなされた。

討論は、「日常の支援を継続できるように準備していきたい」(村島)。「当事者さんが起ち上がるのも、行政ががんばれるのも見た。これを周りにつなげたい」(小山)。「"移動支援プラス生活支援を"の指摘や、陸前高田の動きを聞いて、考えが変わった。それらが実現でき



2014.3.30 被災地の移動送迎支援活動セミナー

たらと思う」(竹下)という締めの発言に、「がんばって!」の激励の拍手が、参加者全員から贈られた。

### ■新たな自然災害の発生をも想定した移動支援活動基金のネットワークを

セミナーの最後に、柿久保浩次さん(関西STS連絡会)は、「被災地での"移動の確保"に向け、拠点と全国のネットワークをつなげるベース(移動送迎支援活動基金)が必要だ」と、この1年間、準備を進めてきたことを訴えた。「新たな自然災害の発生時に、移動制約者が少しでも困難を回避できるよう基金を設立する」(目的)との「提案書」「実施要項案」は、事前に"ゆめ風基金"理事会、総会でも了承されており、セミナー参加者の熱い拍手により了承された。

みんなの努力で制度が変えられても、現場の理解が進まなければ有効な施策にはつながらない。日常活動を大切にしながら、ネットワークを広げていくことが大切だと痛感させられたセミナーとなった。

### 2014年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

障がい者、高齢者の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、関西各地でさまざまな課題 に日夜取り組んでおられる団体におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供する STS の普及促進が緊急の政策課題」(国土交通省:2006年)とした改正「道路運送法」も8年目を迎え、2013年12月には「移動権」保障の記述は見合わせられたものの、国、自治体、事業者の責務・連携の基本理念をうたう「交通政策基本法」が施行されました。一方で「地方分権一括法」とと

もに、自家用有償運送に関する事務・権限が"旅客の範囲""運送主体"などの緩和・弾力化を含めて、国から希望する自治体に2015年4月から移譲されることになっています。

そして、国土交通省の「運営協議会におけるローカル・ルールに対する考え方」(2009年通達)や、「自家用有 償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応」(2011年



近畿運輸局を招いて関西 STS セミナー(2014.2.16)

通達)、そして大阪府でも 2011 年、2012 年と大阪府運営協議会連絡会(座長連絡会)が開催され、"ローカル・ルール"の再検討・改善が始まりました。

しかし全国の福祉有償運送団体は 2405 団体 (2013 年 3 月 ) と停滞状況。大阪府も移動制約者総数が 2006 年から 2013 年に "225,000 人も増加" (大阪府統計)しているにもかかわらず、福祉有償運送は 176 団体 (2006 年) から 164 団体 (2013 年) と逆に減少しており、それぞれの団体の悪戦苦労の様子が目に浮かびます。

私たち関西 STS 連絡会は、今後も地域生活と結びついた取り組みをネットワークを通して情報発信しながら、セミナーの開催、調査・研究の取り組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、移動送迎サービス利用者からの問い合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また私たちの"活きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拡げていく"ための運転協力者認定講習(修了者 4,864 名:2014.3 現在)を、地域の移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2013 年度の温かいご協力に感謝すると共に、2014 年度も変わらぬご協力と、ご支援のほどをよろしくお願いする次第です。

大阪府における移動制約者、福祉有償運送団体、車両数、タクシー車両数				
	移動制約者	団体数	車両数(セダン含)	タクシー(身障、寝台)
2006年	773,019	176		788
2007年	796,122	176	487	893
2010年	885,882	168	530	1,062
2011年		167	534 (79)	
2012年		164		
2013年	997,763			1,162

※()内はセダン車

大阪市における移動制約者、福祉有償運送団体、車両数、タクシー車両数				
	移動制約者	団体数	車両数(セダン含)	タクシー(身障、寝台)
2006年	260,602			259
2007年		27	44	
2010年	298,640	26	49	393
2011年	295,259	27	54	794
2012 年	306,955	26		820
2013 年	339,216			636

### 《 2014年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い 》

- 図 関西STS連絡会加入団体・個人の皆様へ ※年会費: 3,000 円です。(郵便振替によるご入金をよろしく!!)
- 樹 関西STS連絡会に未加入の皆様方へ ※団体・個人を問わず年会費:3,000 円です。(「加入届」にも、ご記入してください!)
- □ 会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、 ※様々な情報の提供と、認定「運転協力者講習会」費用の割り引き措置をおこなって おります。
  - □ 郵便振替口座:「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」□

### 関西STS連絡会(個人・団体)入会申込書

		3 建裕云		当やノヘュ	2 中心音		
申 込 日		年	月 日	1			
入会形態	個人・団体	忲 (いずれか	い(こ()				
ふりがな							
名前(団体名)							
※田体の場合、代表	者名:			担当者名:			
住所 (所在地)	〒						
電話・FAX	電話			FAX			
E-mail • URL	E-mail			URL			
入会の動機							
連絡会に望むこと							
以下、移動送迎支援	活動実施団体	体は記入くだ	さい。				
対応内容							
対応エリア							
運行日							
運行時間帯							
保有車種・台数							
会員数(うち利用者数)							
会費							
利用協力金							
Vへの報酬							
介護対応	ベット・ツ	ー・ベット・	ドア・ツー・ド	ア・利用者の	介助者同乗・	ケース・バイ (いすれ	・ケース かに〇)
申込期限	( )	日前まで対の	さ・緊急ケー	スも極力対応	、・ケース <b>・</b> バ	イ・ケース (いずれ	かに〇)
運営上困っている事							
その他特記すべき事							
車数目記入潤	≖ 廿 □	3 + 0	△ 盡 幼 ユ ロ	エはウフロ	人旦巫口	/#	+-

事務局記入欄	受付日	入力日	会費納入日	手続完了日	会員番号	備考
※この欄は記入し ないでください						

<sup>□</sup> 入会申込書はFAXでも結構です。【FAX: 06-4396-9189】

<sup>□</sup> 会費は郵便振替でお願いします【郵便振替口座:「00950-9-160204/関西STS連絡会」】

### いいでは、 経験・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、 非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行) に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「運転者の要件」として「国土交通大臣 認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も<u>最低470分</u> (セダン車等研修を含む)が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保」(国土交通省)とされては

いるものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、移動送迎支援活動のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、運転協力者講習の「修了証」を発行いたします。



いずれも 10:00~17:00 (9:40~開場・受付)

圖会 場:「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)

大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

**湿定 員:20名程度**(定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

👺参加費用:8,500円/名(関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1.000円必要となります。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。

(当日受付でお支払いください。)

副 主 催: NPO法人移動送迎支援活動情報センター

₩ 共催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189 (お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)





### 福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

### 講習内容(第1日目)

10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方

10:30 第2章 移動・送迎サービスとは

11:00 第3章 移動·送迎サービスの利用者を理解する

12:00 昼休憩

13:00 第4章 利用者の心理と接遇

14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子 ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習

16:00 第 10 章 セダン車等運転研修(座学)

17:00 終了 (17:00~ 適性診断)

### 講習内容(第2日目)

10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー

11:00 第7章 福祉車両について

12:00 昼休憩

13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する

14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技

1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技

2班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技

17:00 修了式

### □ 運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500円) □



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

### 事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

### 傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

### A I U保険会社 ジェイアイシーウエスト(株)

TEL: 06-6941-5187 FAX: 06-6944-1728 自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

### ------ 申し込み用紙 ------

希 望 日 (○印を)	①6月16日(月)~17日(火) ③8月18日(月)~19日(火)	②7月21日(月)~22日(火) ④9月15日(月)~16日(火)
団 体 名	□運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 〔	□4 条許可の事業者 □43 条許可の事業者
団 体 住 所 及び連絡先	〒 −	<b>A V 来</b> 旦 (
(ふりがな)	電話番号( ) F. (ふりがな) 氏 名 住 所 〒	AX 番号( ) (ふりがな) 氏 名 住 所 〒
参加者氏名等	生年月日 年 月 日   移動送迎支援活動歴 □ 1 年以上 □ 1 年以上	生年月日 年 月 日   移動送迎支援活動歴 □ 1年以上 □ 1年以上
福祉に関する 免 許・資 格	例:ホームヘルパー2級	
適性診断	要 · 不要	要 · 不要

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は その目的以外の用途には利用しません。 FAX.06-4396-9189

## 国交省自家用有償運送検最終まとめ

自治体が主宰する運営協

務・権限の地方移譲あり方

弾力化。

道路運送法改正案

外から訪れ、雪下ろしなど

国一律の登録要件の緩和・ 開始予定の地方分権と、全

月質旅客運送制度の改革案

村

一を対象とした来年4月

樮討会」(座長=後藤春彦

早稲田大学創造理工学部 の最終取りまとめをこ

> 法案」が今国会で審議中。 を含む「地方分権改革一括

旅客範囲の拡大などは道運

簡素化する。

な「ローカルルール」(地で懸案となっている不合理 の必要性の協議に際し、 の進ちょくを集計するなど 域独自の上乗せ基準) 議会の改善では、 の参画を促す。一部の地域 アマネージャーや保健師ら の是

手段の確保につなげる。圏 の判断をベースに、障がい 全面的に認める。市町村長 |判断する。

自家用車有償運送制度の改正の方向 (国土交通省検討会最終取りまとめ・概要) 【地方分権】

一社会福祉協議会をはじめ、

社の同意を条件に地域外の

料で運べるケースとして、

在

域内のバス・タクシー全

**問者の送迎を可能とし、** 

、町内会などの「権

バス・タクシーによる運送

利能力な<br />
き社団」を、

、安全

が確保できる組織的基盤が

域内に営業所があるすべて が困難なことについて、地

のバス・タクシー事業者の

利能力なき社団に運送を任いなど)に限られている。権可地縁団体、農協、商工会

れば運送の主体として認

のほど出した。旅客の範囲

法施行規則

(省令) や重奏

援ボランティア」の送迎も 務を反復継続する「生活支 住民の日常生活に必要な用

が改められる。

**最終まとめで、地域住民** 

有償運送団体の資格は現 NPOボランティア、

運送団体の拡大が柱で、

- ○「希望する市町村」に国の事務・権限を移譲 +「地方分権改革--括法案」(道路運送法改正 案)が今国会で審議中
  - →国交相が移譲先を指定・解除

る団体(一般社団法人、 省令に規定する法人格があ

認

→国交省の調査で移譲希望の市町村は6%

【登録要件の緩和】

から地方へ「希望する市町

ーの営業所がない離島では 場合とした。バス・タクシ

一安全性を前提に市町村長が せるかどうか、非営利性や

「回の制度の見直しは国

- ○「権利能力なき社団」も運送の主体に →法人格がない自治会、町内会など
- ○旅客の範囲を①「生活支援ボランティア」②障がいを持たない社会参加が困難な人③地域外か らの訪問者 -に拡大
  - ・地域外訪問者の場合、バス・タクシー全社の 同意が必要

【運営協議会の改善】

- ○まちづくり・福祉・教育分野と一体的に議論
- ○運送の必要性の協議にはケアマネージャ 健師らも参画
- ○地域公共交通のエキスパートを活用
- 〇不合理な「ローカルルール」の是正に向け、毎 年度見直しの進ちょくを集計
- ○事務手続きの簡素化

【その他】

○過疎地有償運送の名称変更

東京交通新聞 2014 年 5 月 12 日

運転協力者講習会受講団体 各位

2014年5月

### 運転協力者講習会「受講料金変更」のお知らせ

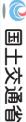
皆様におかれましては、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。 日頃より、「運転協力者講習会」に多数ご参加いただきありがとうございます。

関西STS連絡会では、2007年1月から講習会を実施させていただいております。 この たび2014年6月実施分から受講料金の改定をさせていただくこととなりました。 の案内ページにて、ご確認願います)

関西STS連絡会事務局一同、新たなる決意で、よりよい講習会になるよう努めてまいり ますので、何卒変わらぬご参加を賜りますようお願い申し上げます。 敬

関西STS連絡会 代表 伊良原 淳也

# 参考(4):ローカルルールの検証につ



## 一一 家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」における対応

〇運輸支局は、運営協議会ごとのローカルルールについて、改めて検証を行い、当該検証に基づき、合理的な理由に基づいて 定められていないと判定されたローカルルールについては、運営協議会を主宰する市町村に対し、ローカルルールの見直しを積極的に働きかけることにより、運営協議会の場において当該ローカルルールの適切な見直しを推進。

〇各運輸支局におけるローカルルールの検証結果及び進捗状況について、毎年3月末現在における検証の推進状況を報告

## ローカルルー ル検証結果について(平成23年度・平成24年度)

342件	뿌
200件	合理的
142件	不合理
10件	うち23年度に改善
17件	うち24年度に改善

## 不合理とされたものの具体例

0

※ 設定の経緯、理由等が明らかでないものや、長期間見直しが 行われていないものも含む。

- の当人 国の基準(告示)を上回る限度額の対人・対物保険へ
- 国の基準(省令)を上回る運転者資格の設定
- 利用者を要介護3以上等に限定
- 福祉車両以外を使用してはならない
- 短期間毎(3ヶ月毎、6カ月毎等)の実績報告 迎車回送料金を設定してはならない
- 貀

### 〇平成23年度の改善事項

- 運転者の第二種運転免許保有の義務付け(1件)
- 定期的(3ヶ月毎)な実績報告(9件)

### 〇平成24年度の改善事項

- 免許取得から5年以上経過した者で70歳以下の者(1件) 二種免許なしの場合の過去5年間の無事故・無違反要件(1件)
- 運送者の欠格事由として福祉関係法令・NPO法等の根拠法令 違反を設定(1件)
- 福祉車両以外の車両の使用禁止(5件)
- 迎車回送料金の設定禁止(6件)
- 利用対象者の住居範囲を限定(1件)

C

短期間の実績報告(1件) ·講習実施機関の限定(1件)

示された「ローカルルールの検証について(国交省)」の内容です。ローカルとの温度差を痛感させる資料です。中央合同庁舎)に、国土交通省が提供した「資料4 運用ルールの緩和・運用方法の改善について」の9ページに□「第4回 自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」(2014.3.20 於:

編集人/NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

**〒** 556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 • FAX 06-4396-9189 発行人/関西障害者定期刊行物協会

> 東興ビル 4 F **T** 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2 - 2

定価/100円